



絶対に撮らない!!
送らない!!



絶対ダメ!! 自画撮り

● 福井県青少年愛護条例が改正されました!
● 青少年に児童ポルノ(裸の画像等)の提供を求める行為を禁止
● 【罰則:30万円以下の罰金】

送った画像はもう消せない...

SNSなどで知り合った人に、だまされたり、脅されたりして、自分の裸や下着姿などをスマートフォンで撮影し、送信させられる「自画撮り被害」が増加しています。

送った画像が一旦インターネット上に流出してしまうと、完全に消し去ることは困難となります。「自画撮り被害」は、子どもたちの将来に関わる深刻な被害です。



CAUTION

「自画撮り被害」が増加しています!!

CAUTION

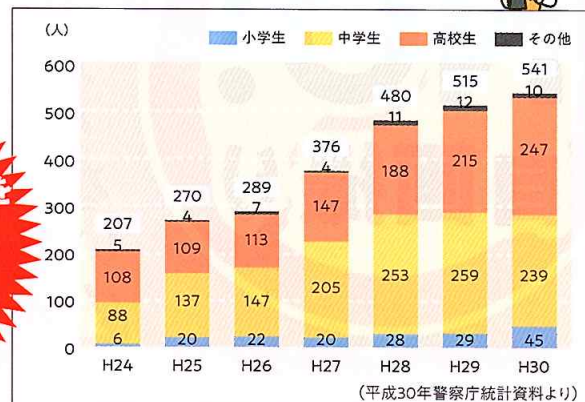
全国の「自画撮り被害」の数は年々増加しており、福井県でも発生が確認されています。

具体的事例

中学生の女子生徒が、インターネット上で知り合った男性に頼まれ、裸の写真を撮影し送信した。その後、さらに裸の画像を送るように強要され無視していると、既に送信した画像を拡散すると脅された。

自画撮りの画像を
要求されても、
絶対に送ってはいけません!

自画撮り被害児童数の推移(全国)



被害児童のほとんどが

CAUTION

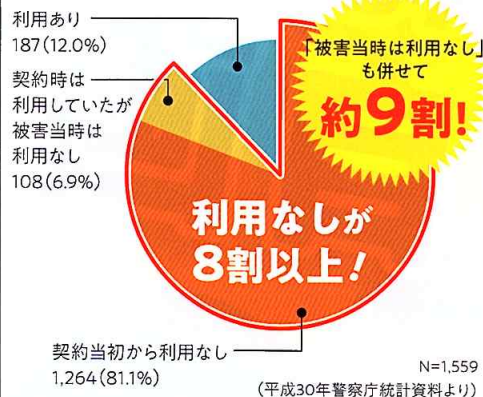
フィルタリングを利用していません!!

CAUTION

フィルタリングとは、アダルトサイトや犯罪に関するサイトなど、子どもにふさわしくないWebサイトやアプリの利用を制限する機能です。

警察庁の発表によると、平成30年にSNSなどで犯罪の被害者となった児童のうち、約9割がフィルタリングを利用していなかったことが判明しています。

- 1 スマートフォンにはフィルタリングを設定しましょう
- 2 ご家庭でお子様と話し合っルールを決めましょう
- 3 お子様ネット被害で悩んでいたら、相談窓口ご連絡しましょう



福井県では、「福井県青少年愛護条例」を一部改正しました

青少年に対し、以下の方法で当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた場合、30万円以下の罰金が科されます。(平成31年4月1日施行)

- 青少年に拒まれたにもかかわらず求める
- 青少年を脅したり、だましたり、困惑させたりする
- 青少年に対し対償(お金や物など)を供与し、またはその供与の約束をする

携帯電話の新規契約または機種変更などをする場合、以下の対応が義務化されます。(平成31年7月1日施行)

- 携帯電話会社とその契約代理店(以下「携帯電話会社等」)は、青少年または保護者に対し、有害情報を閲覧する恐れ、フィルタリングの必要性・内容などについて説明した上、書面を交付する
- 携帯電話会社等が提供するフィルタリングサービスなどを希望しない保護者は、理由を記載した書面を提出する
- 携帯電話会社等は、上記書面またはその写しなどを保存する

困ったときは(相談窓口)

福井県教育総合研究所教育相談センター
TEL0776-51-0511
福井県嶺南教育事務所教育相談室
TEL0770-56-1310

福井県警察本部 警察安全相談室
#9110・TEL0776-26-9110

福井県警察本部 少年女性安全課
TEL0776-22-2880(代表)

福井県警察本部 福井少年サポートセンター
☎0120-783-214 TEL0776-24-4970

一人でも悩まず
相談を!